

十九八七	六五四	三二一	〇基年財個財務省告示第百九号等に關する省令(平成十四項の規定に依る。)					
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後 の	振額最低額面金	發行額の適	用振替條例項及び根拠の適	法發行の根拠及びそ	名稱及び記	号記	平成国債、平成の發行年条件等を次とおり告示する。	基づき、平成二十九年十月十六日に行なわれる個人向け債券の発行年条件等を次とおり告示する。
子年額平す額の振計當○面成るの記替算た・金二。整載法期り○額十數又の間、五百九倍は規開各パ円年の記定始利しに十金録に日払セつ月額はよ前期ンき十によ最振に行ト百六よる最振われるも額口行われた利円日と金簿	一百額の定以万七面振の下円十金替適「平成十七年法律第十三年法律第七十五号。」の規	社債第一項機関を受法一千日本銀行のとし、の規	特十個人向け株式等の振替に關する法律へ平成二十一年十月十六日に行なわれる個人向け債券の発行年条件等を次とおり告示する。	三十人向け会計に利付國庫債券へ変動。	十個別年会計に關する法律へ平成二十一年十月十六日に行なわれる個人向け債券の発行年条件等を次とおり告示する。	三十人向け会計に利付國庫債券へ変動。	三十人向け会計に利付國庫債券へ変動。	三十人向け会計に利付國庫債券へ変動。

十六十五十四十三  
払込期日 金額  
償還期限

平成三十九年十月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十九年十月十六日

十二 第二期以後の利子

毎年四月十五日及び十月十五日  
を支払期とし、各支払期において

十一  
初期利子

平成三十年四月十五日を支払期

用  
利  
率

発行から償還までの期間が九年五ヶ月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複数回の利率は、  

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left( \frac{1}{2} - \frac{1}{365} \right)$$
 とし、次の算式により算出した  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う。ただし、支払期とし、次号に支払う（以下、  
 次号及び第十三号において規定期限とする期日について同じ。）。  
 利子を支払期とし、各支払期により算出した金額を支払う。  
 每年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。  
 利子とした金額を支払う。

## 中途換金の取扱い

年十月十五日以後において行う中途換金の買取りは、平成三十一年十月十五日以後に区分に応じ、その買取金額は、算式次により算出した金額とする。

(一) 平成三十一年四月十五日前まで額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

(二) 平成三十一年四月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

## 十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定第三条の二十五条の規定による改特別障害者扶

(二) (一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭（人が養  
 場合額面の額の間の場合額面の額に相当する金額）  
 平成三十一年十月十五日から  
 平成三十一年十月十五日前まで  
 とぞ金とけ五有た害八助る當定二和特が、信  
 すれ額が國日すとが發。該都百二十区又は死託  
 るのはで債前き發に生により、當年昭和二年法  
 式次の中あつ、當年二條の律、居地すの受  
 にものも途つて平救十にしては十九第六自  
 より区分と金も成個該災の年いは、當年七十  
 算にしを、三人行法て総當該市と村  
 出応、請當十向害行法て総當該市と村  
 じそ求該年十國かれ第災害法  
 した、のす個十人月債かる百灾害  
 金そ買る人月債かる百灾害

（二）

場合	額面の額の間の場合	額面の額に相当する金額	算式	結果
平成三十一年十月十五日前までの	平成三十一年十月十五日から	平成三十一年十月十五日前まで	$\text{平成三十一年十月十五日前までの額面の額} - \left( \text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額} \right)$	（初期利子に相当する金額）

十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行